

山形県の 廃棄物処理行政について

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課

1 はじめに

山形県では、ごみの最終処分量ゼロを目指す「ごみゼロやまがた」の実現に向けて各種事業を展開しています。その中で、産業廃棄物については、産業廃棄物税を活用し、廃棄物発生抑制や再利用の取組みを促進するため、研究開発事業や施設・設備の整備などに助成するほか、不法投棄を始めとする不適正処理の改善や啓発に取り組んでいます。

また、今年は西日本での豪雨災害や北海道での地震災害など、全国各地で自然災害が発生しております。当県でも8月に、県北部において豪雨災害が発生し、災害廃棄物の処理に取り組んだところです。

2 循環型産業への支援について

産業廃棄物税（埋立量に対し1,000円/tを課税）を財源に循環型社会形成を促進するため、事業者が行う廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する技術開発、そのための施設・設備導入について、助成制度を設けています。

表1 山形県 3R 研究開発事業費補助金の概要

| 事業名称 | 平成30年度山形県 3R 研究開発事業費補助金 | |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 先導的研究開発事業 | 研究開発・事業化調査事業 |
| 補助対象者 | 県内に事業所を有する企業・団体等（複数企業の場合は幹事社へ補助） | |
| 補助対象事業 | 廃棄物を対象とした発生抑制やリサイクルに係る研究・技術開発（右記事業を除く）、廃棄物を使用した商品開発で、研究難易度が高く、かつ、産学連携による先導的な3R技術の研究開発（廃棄物の発生抑制をより一層推進する必要がある「汚泥」「廃プラスチック」「バイオマス」等の分野を重点的に支援） | 廃棄物を対象とした発生抑制やリサイクルに係る研究・技術開発（左記事業を除く）、既存技術の改良、循環システム構築、廃棄物を使用した商品開発、事業化調査等・産業廃棄物排出事業者がゼロエミッションを推進するための計画策定費 |
| 補助対象経費 | 原材料費、機械装置、工具器具費（※汎用的な機械装置費や生産ライン用は除く）、外注加工費、謝金、費用弁償、委託費、共同研究費（先導的研究開発事業のみ）（※申請者旅費や事業費総額の2/3を超える共同研究費は対象外） | |
| 補助率 | 2/3 | 1/2 |
| 補助額 | 10,000千円 （対象事業費ベースで15,000千円） | 2,500千円 （対象事業費ベースで5,000千円） |
| 補助期間 | 1年以内（但し最大2年延長可） | 1年以内（平成30年度内） |
| 審査基準 | ①研究・技術開発の難易度が高く、事業の実施により本県の循環型社会の構築、3Rの推進に寄与するものであること ②研究・技術開発の目的、目標が最近の技術水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であるとともに新規、独創性があること ③実施体制が研究・技術開発を行ううえで妥当であること。産学連携体制が組まれていること ④基礎となる研究及び技術が優れており、かつ本開発を開始するために十分な基礎的研究・調査等の蓄積があり、課題解決に向けた事業内容が適切であること。また、事業費が研究・技術開発計画に照らして妥当であること ⑤地域における事業化が本研究開発終了後3年以内に見込まれるなど、地域への直接的な技術的・経済的波及効果が期待できること。 | ①本県の廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上等 3Rの推進に寄与するものであること ②事業内容が優れており、先進的な取組みであること ③実施体制が妥当であること ④問題解決に向けた事業内容が適切であり、創意工夫により、企業自体の廃棄物の発生抑制、リサイクル率の向上等の効果が期待できること。また、事業費が妥当であること ⑤3年以内に事業化が見込まれるなど、地域への技術的・経済的波及効果が期待できること。 |

過去の助成例には、コンクリートミキサー車の洗浄水を固形物と水に分離する施設や、使用済み小型電子機器を破砕分離する施設の導入がありました。産業廃棄物のリサイクルの進展が期待されます。

表2 山形県循環型産業施設整備事業費補助金

| 事業名称 | 平成30年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金 | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 補助対象者 | 県内に事業所を有する企業・団体等 | |
| 補助対象事業 | 区分 | リサイクル施設・設備整備事業 |
| | 内容 | リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業 |
| 補助対象経費 | 区分 | リサイクル施設・設備整備事業 |
| | 内容 | 左記のうち、酒田臨海工業団地及び鳥海南工業団地におけるもの |
| 補助率 | 1/3（NPO等が行う地域における資源循環システムの立ち上げの際の施設・設備整備に係る事業は1/2） | 1/2 |
| 補助限度額 | 20,000千円 （対象事業費ベースで60,000千円又は40,000千円） | 30,000千円 （対象事業費ベースで60,000千円） |
| 補助期間 | 当該年度内 | |
| 採択基準 | ①発生抑制等の効果、②事業の安定性・継続性、③事業の優位性・波及効果、補助対象事業内容(2)については上記に加え、④発生抑制等の効果の新規性・卓越性 | |

3 不法投棄及び災害廃棄物の現状について

不法投棄の状況は、啓発や監視活動の強化と積極的な原状回復作業により、最近は不法投棄箇所数が減少傾向にあります。未だに新たに10カ所前後が発見される嘆かわしい状況にあります。

不法投棄の原状回復は、投棄者が行うことが原則ですが、投棄者に資力が無い場合や、投棄者が死亡している場合などが多く、地域住民や行政の関与により原状回復を実施しています。

山形県の具体的な取組みは、県内4つの地域（村山、最上、置賜、庄内）に、県、市町村、市町村衛生組合連合会、警察署、建設業協会、産業廃棄物協会が構成する「地区不法投棄防止対策協議会」を設置し、不法投棄防止に関する啓発、巡視、原状回復などの活動を行っています。例えば、不法投棄の原状回復においては、建設業協会、産廃協会が必要な重機、運搬車両を確保し、衛生組合連合会では地区住民の参加を取りまとめ、市町村が処理施設を手配するなど、関係者が協力して実施にあたっています。

表3 箇所数の推移と原状回復の実績(1箇所30㎡以上の箇所) (平成30年3月末現在)

| 区分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新規発見箇所数 | 48 | 48 | 36 | 29 | 35 | 35 | 40 | 27 | 15 | 22 | 28 | 13 | 8 |
| 原状回復終了箇所数 | 44 | 45 | 37 | 33 | 42 | 34 | 48 | 29 | 16 | 24 | 30 | 14 | 7 |
| 原状回復未済箇所数 | 39 | 42 | 41 | 37 | 30 | 31 | 23 | 21 | 20 | 18 | 16 | 15 | 16 |

また、不法投棄禁止の啓発用看板の設置に際しては、小中学校を対象にしたポスターコンクールの優秀作品を看板に用いて二重の啓発を行っています。

その他、不法投棄された廃棄物が災害に関係した事例として、平成26年に県南部の大雨により土砂崩れ等の災害が発生し、発災前に不法投棄された大量のタイヤが土砂とともに沢に流出しました。流出したタイヤにより沢筋が閉塞し沢水が溢れ、付近の住家に床上浸水の被害が発生し、再び大雨による浸水の被害が発生するおそれがあったため、沢筋に残っていた百数十本ものタイヤを県・市の環境担当課職員が共同で急遽回収しました。



図1 啓発ポスター



図2 山形市内 原状回復作業の様子

4 山形県の災害廃棄物処理計画について

最近災害が頻発しており、今年7月の西日本豪雨災害を受けて、県内市町村に対し災害廃棄物処理計画の策定に早急に取り組むよう促した直後、本県では8月5日、8月30日の二度にわたって県北部を中心とした豪雨に見舞われました。多くの家屋が浸水被害に遭い、水に浸かった家財道具等が大量の災害廃棄物となり、その処理のため仮置場設置や運搬車両・処分先の手配に自治体が追われました。県では、被災自治体の情報収集のほか災害廃棄物処理の初動対応について助言等の支援を行ったところです。

災害廃棄物処理計画については、平成26年に国の災害廃棄物対策指針が示され、平成27年に廃棄物処理法や

災害対策基本法が改正されたことを受け、県は平成30年3月に山形県災害廃棄物処理計画を策定したところです。一方、市町村においては、平成29年度に一部の市町村が国のモデル事業を活用し、災害廃棄物処理計画策定に動き出しましたが、現時点において災害廃棄物処理計画を策定した市町村は無い状況となっています。そのような状況の中、8月に県内で豪雨災害に見舞われたことから、市町村における災害廃棄物処理計画策定の必要性の意識が一気に高まり、策定作業に急遽着手する動きが出てきました。県では研修会の開催や仮置場設置演習の実施等支援を行っていきます。



図3 H30年 県北部被災自治体の仮置場の様子



図4 H26年 県南部被災自治体の仮置場の様子

5 おわりに

その他、PCB廃棄物の期限内処理に向けて他の都道府県と同様に掘り起し調査を進めています。今年度は変圧器・コンデンサーのフォローアップ調査と安定器の調査対象者リストの整備に取り組んでいます。また、平成31年度から山形市が中核市に移行することから、県と山形市の中核市移行に伴う移譲事務の整理を行っています。

山形県は、自然災害が比較的少ないとされてきましたが、想定を超える災害が発生しております。災害廃棄物処理計画の策定はもとより、災害廃棄物が発生した場合に、スムーズに対応できるよう事前に備えを十分にしていきたいと考えています。

また、廃棄物行政における種々の課題にも、関係機関、関係事業者との連携を図り柔軟に対応していきます。